

4 土木請負工事における 安全・訓練等の実施について

平成6年3月1日 通知

平成 6 年 3 月 1 日
(検 査 指 導 課 扱 い)

(関 係 各 機 関 の 長) 殿

土 木 部 長

土木請負工事における安全・訓練等の実施について (通知)

このことについては、これまで平成 4 年 9 月 1 日付け及び平成 4 年 10 月 14 日付け検査指導課長通知により、特記仕様書の中に記載することとして運用してきたところですが、このたび、別紙のとおり取り扱うこととし、さらに、土木工事共通仕様書の中で義務付けることとしましたので通知します。

なお、(社)鹿児島県建設業協会長に対しても協会員への周知について依頼したところですが、貴職におかれましても請負業者等への周知、指導についてよろしくお願いします。

また、貴管内市町村に対しても、参考として貴職から周知してくださるようお願いいたします。

土木請負工事における安全・訓練等の実施について

鹿児島県土木部の施行する土木請負工事において、安全・訓練等の実施については、下記により取り扱うものとする。

記

1 土木請負工事における安全・訓練等の目的

工事の実施に際し、作業の安全を確保するためには、工事関係者はもとより直接作業を行う作業員が安全に対する理解を深めることが最も重要である。

このため、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動を通して安全意識の高揚を図り、安全な工事を実施できる体制及び環境を整えることを目的とする。

2 施工計画における安全・訓練等の活動計画の立案

請負者は、施工計画書の中に、個々の工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な活動計画を明記し、監督職員に提出するものとする。ただし、施工計画書の作成を要しない工事の場合は、安全・訓練等の具体的な活動計画を監督職員に報告するものとする。

(参考) 安全・訓練等の項目例

- 1 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2 本工事内容等の周知徹底
- 3 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- 4 本工事における災害対策訓練
- 5 本工事現場で予想される事故対策
- 6 その他、安全・訓練等として必要な事項

3 安全・訓練等の実施

請負者は、工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上（又は、月当たり2回2時間以上）の時間を割り当て、安全・訓練等を実施するものとする。

4 安全・訓練等の実施状況報告

請負者は、安全・訓練等の実施に当たっては、その実施日を事前に監督職員に報告し、必要に応じて監督職員の立会いを受けるものとする。また、安全・訓練等の実施状況については、別紙報告書に記録するとともにその実施状況写真を添付し、工事完成書類に含めて監督職員に提出するものとする。

5 安全・訓練等の積算上の位置付け

作業の安全を確保するために必要となる安全・訓練等に要する費用については、現場管理費の中に必要額を見込み現場管理費率を設定している。

6 適用

この取扱いは、平成6年4月1日以降発注する工事に適用する。

(別紙報告書)

安全・訓練等の実施状況報告書

工事名		請負者名	
契約工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (日間)		
実施日	所要時間	参加人数	実施内容等

(注) 実施状況写真は別添のとおり。